

9月24日、ブリティッシュ・コロンビア（BC）州保健省は、新型コロナウイルス(COVID-19)に関し、新たに743名の感染が判明（入院：319名（そのうち集中治療室：149名）し、その結果、BC州内での累計感染者数が182,541名に達した旨発表しました。

現在、ワクチン接種も着実に進んでいるにもかかわらず、それでも今週も1週間で4,587名もの新規感染者が相変わらず発生するなど、新規感染者数が引き続き高い水準で推移しています。特に、ノーザン・ヘルス管轄地域においては深刻な感染状況が継続しています（インテリア・ヘルス及びノーザン・ヘルス管轄地域には、地域限定の公衆衛生命令がそれぞれ発令されていますので、それらの管轄地域にお住いの方におかれましては、その内容について各保健当局のウェブサイトで必ずご確認ください）。

そういった状況を踏まえ、在留邦人の皆様におかれましては、これまで同様、たとえ軽度であっても発熱等の症状があるときは出かけず、手洗いや手指消毒を励行するなど、いつも実践されている感染症対策を継続し、感染予防に努めてください。

もし発熱など新型コロナウイルスへの感染が疑われるような症状が出た場合には、「811」に電話してその後の対応について相談してください。通話は無料です。「ジャパニーズ、プリーズ」と伝えれば、通訳サービスも無料で利用できます。英会話に不安がある方も、躊躇せずご利用ください。検査については日本語の案内もあります。

次に、海外に滞在されている方に対する日本の運転免許証の更新等に関する特例についてご案内します。まず、海外赴任中の方は、更新期間前でも、一時帰国の際に更新することができます。また、期限内に更新できなかった場合でも、次の2つのいずれかにより、帰国後スムーズに免許の再取得ができます。

(1) 免許が失効して帰国した際も、外国で免許を取得している方は、視力など簡単な検査のみで日本の免許を取得することが可能です。

(2) 外国で免許を取得していない方は、失効後3年以内で、帰国後1ヶ月以内であれば、更新と同じ手続で免許を取得することが可能です。

また、外国等で取得した国際運転免許証等を所持することによって、日本の免許を受けることなく（日本に上陸したときから1年間）、日本で運転することが可能です。これらに加え、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、有効な運転免許証をお持ちの方は、事前に郵送等で申請いただくことで、運転・更新可能期間を3ヶ月間延長することも可能です（繰り返して申請することも可）。これらの詳細につきましては、お持ちの運転免許証を発行した各都道府県の運転免許センターにお問い合わせください。

次に、先日行いました在留状況確認調査に対し、ご協力頂きましてありがとうございました。在留届の内容に変更があった方から連絡頂いた内容につきましては、現在、鋭意更新作業を行っております。ただ、まだすべての更新作業を終えられていないため、特に、帰国した旨連絡したにもかかわらず、帰国処理が間に合っていないが故に、当館からのメールがまだ届いてしまう人もいらっしゃるかも知れませんが、今しばらくご勘弁頂けましたら幸いです。

最後に、9月30日（木）は今年新たに設定された「National Day for Truth and Reconciliation」のため、当館は休館しておりますので、近く来館予定のある方はご注意ください。

先日、日本は「敬老の日」でしたので、日本にいる肉親やご家族に連絡を取った方も多かったのではないかと思います。他方で、コロナ禍における各国の防疫措置や入国制限措置などによってなかなか帰国が叶わず、その結果、大切な人に気持ちを直接伝えられないまま、お別れをせざるを得なかった人も、中にはいらっしゃると思います。これも今回のウイルスがもたらした、感染への恐怖とはまた別の悲劇と言えましょう。こういった悲しみが繰り返されないよう、やはりこのパンデミックの事態が一日も早く収束し、新型コロナウイルスによって傷つけられた全ての方の気持ちが癒やされる日が来ることを改めて強く願っている今日この頃です。

今週末から雨模様が続くところも多そうですが、皆様、楽しい週末をお過ごしください。

【日本の運転免許証の更新に関する特例】

- 海外滞在者の運転免許証の更新等に係る特例について：

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai_tokurei.html

- 新型コロナウイルス感染症への対応について：

https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index_corona_special.html

【以下、新型コロナウイルスに関する参考】

- BC州保健省：<https://news.gov.bc.ca/ministries/health>

- ・24日の発表：<https://news.gov.bc.ca/releases/2021HLTH0059-001847>

- ・BCワクチンカードの申請・取得方法（日本語版）：

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/covid-19/translation/jp/proof>

- ・インテリア・ヘルス管轄地域に対する新たな規制の実施：

<https://news.interiorhealth.ca/news/provincial-and-regional-restrictions/>

- ・ノーザン・ヘルス管轄地域に対する新たな規制の実施：

<https://stories.northernhealth.ca/news/new-health-measures-introduced-northern-health-region>

- ・BC州のモデリング（9月1日版）：https://news.gov.bc.ca/files/8-31_PHO_modelling.pdf

- ・BC州のリスタート計画（日本語版）：<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/covid-19/translation/jp/restart>

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/covid-19/translation/jp/restart>

- ・BC州におけるワクチン接種計画（登録から接種まで【日本語版】）：

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/covid-19/translation/jp/register>

- 新型コロナウイルスに感染したと思ったら？

- ・新型コロナウイルス自己診断ツール：<https://covid19.thrive.health/>

- ・811-Health Link BC-：<https://www.healthlinkbc.ca/about-8-1-1>

- ・新型コロナウイルス検査について（日本語）：

https://www.healthlinkbc.ca/hlbc/files/coronavirus_testing-j.pdf?fbclid=IwAR1sCjw_pEVuXpKpW5YSKPC0iuupg-2hbShGXIQFAKpd1pTGzip_Xwr_J58

https://www.healthlinkbc.ca/hlbc/files/coronavirus_testing-j.pdf?fbclid=IwAR1sCjw_pEVuXpKpW5YSKPC0iuupg-2hbShGXIQFAKpd1pTGzip_Xwr_J58

【ユーコン準州情報】

- ユーコン準州政府：<https://yukon.ca/en/covid-19-information>

- ・保健社会局：<https://yukon.ca/en/department-health-social-services>

- ・8月4日からの規制緩和に関する準州政府発表：<https://yukon.ca/en/news/additional-covid-19-restrictions-be-lifted-vaccine-rate-increases>

- ・検査機関：<https://yukon.ca/en/find-respiratory-assessment-centre>

- ・医療以外の関係連絡先：<https://yukon.ca/en/health-and-wellness/covid-19-information/contact-list-covid-19>

- ユーコン準州におけるワクチン接種計画

- ・ワクチン接種：<https://yukon.ca/en/covid-19-vaccine>

- ・日本語版：<https://yukon.ca/en/moderna-vaccine-information-japanese>

【日本帰国予定の方必読！】

- 日本入国時における水際対策に係る新たな措置について：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- 厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関する Q&

A https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口 (検疫の強化)

日本国内から : 0120-565-653

海外から : +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

(1) 出国前72時間以内の検査証明書関連

●検査証明書フォーマット : https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

●日本入国時に必要な検査証明書の要件について (検体、検査方法、検査時間) :

<https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/files/100206953.pdf>

●日本入国の際に必要な検査証明書に関するQ&A : <https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/files/100206958.pdf>

●BCCDCによる検査証明を取得できるクリニックなどの紹介 : <http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19/testing/testing-information>

(以下はあくまでもBCCDCが紹介しているクリニックのみで、日本の検査証明書に対応しているクリニックは他にもあります)

・Bon Voyage Medical : <https://www.bonvoyagemedical.com/>

・Integrated Wellness Medical Centre (Tri-Cities) : <https://www.integratedwellness.clinic/>

・YVR Medical Clinic : <https://yvrmmedical.com/>

・Ultima Medical : <https://ultimamedical.com/>

・Iridia Medical : <https://www.covidconciierge.ca/bookings-checkout/asymptomatic-covid-19-testing>

・Travel Safe Immunization Clinic : <https://travelsafeclinic.ca/>

(以下はBCCDCは紹介していませんが、バンクーバー島内で日本の検査証明書に対応しているクリニックです)

・Travel Medicine & Vaccination Centre (Saanich エリア) : <https://tmvc.com/>

・CVM Medical (ナナイモ) : <https://covid-medical.ca/>

【厚生労働省指定のフォーマットではない検査証明書の場合の注意点】

(イ) 検査証明書には日本政府指定のフォーマットにある「検査証明書へ記載すべき内容」が全て書かれるか

(ロ) 検体採取の方法が単なる「Nose Swab」ではなく、「Nasopharyngeal Swab(鼻咽頭ぬぐい液)」であるか

(ハ) 証明書にも検体採取の方法のところに「Nasopharyngeal Swab」とちゃんと書いてあるかを必ずご自身で確認するようにしてください。

(2) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用 :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

(3) 質問票の提出 : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

(4) 誓約書の提出 : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

【カナダに戻る予定の方必読！】

- カナダ連邦政府による検疫措置緩和の発表：<https://travel.gc.ca/travel-covid>
- カナダ入国に際する陰性証明書の提示義務及び ArriveCan への登録：<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/flying-canada-checklist/covid-19-testing-travellers-coming-into-canada>
<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/awareness-resources/entering-canada-covid-19.htm> |
<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada>
<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/arrivecan.html#a8>
- 日本出発時に新型コロナウイルス感染症の検査を受けられる機関の検索・予約（T e C O T）：
<https://www.tecot.go.jp/>
- カナダ移民局問い合わせ先：<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/contact-ircc/client-support-centre.html>
- 東京のカナダ大使館連絡先（日本語可）：Tokyoimmigration@international.gc.ca
- 新型コロナウイルス感染者が搭乗したフライト・座席などの情報：
<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/exposure-flights-cruise-ships-mass-gatherings.html>
- BC州における新型コロナウイルス感染者発生場所などの情報：<http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19/public-exposures>
（※ページ中段の「Regional exposure events」から各保健機関管轄地域を選択）
- 日本年金機構
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20150129.html>
ねんきんダイヤル：+ 8 1 - 3 - 6 7 0 0 - 1 1 6 5
- 日本郵政によるEMS 特別追加料金の導入のお知らせ（6月1日より；カナダ宛の引受再開時期は未定なるも引き続き調整中）：https://www.post.japanpost.jp/int/2021fee_change/ems.html
- BC 疾病管理センター(BC Centre for Disease Control)
<http://www.bccdc.ca/>
<http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19>
- バンクーバー・コースタル・ヘルス(Vancouver Coastal Health)
※バンクーバー、リッチモンド、サンシャインコースト、ウィスラーなど
<http://www.vch.ca/>
- バンクーバー島保健局(Vancouver Island Health Authority)
※ビクトリア、ナナイモなど

<https://www.islandhealth.ca/>

●フレイザー・ヘルス(Fraser Health)

※バーナビー、ホワイトロック、ホープ市など

<https://www.fraserhealth.ca/>

●インテリア・ヘルス(Interior Health)

<https://www.interiorhealth.ca/Pages/default.aspx>

●ノーザン・ヘルス(Northern Health)

<https://www.northernhealth.ca/>

※BC州にお住まいで地域の保健局が不明の場合は

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/health/about-bc-s-health-care-system/partners/health-authorities/regional-health-authorities> の地図をご参照ください。

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

●厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●当館休館日：https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/hours_holidays_j.html

●当館領事窓口時間変更のお知らせ：https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00034.html

※このメールは在留届にて届けられたメールアドレス、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

令和3年9月24日

在バンクーバー日本国総領事館

電話：1-604-684-5868

メール：consul@vc.mofa.go.jp